

《使用許諾契約書》

ソフトウェアについては著作権があり、本フォントソフトウェア（以下本タカ書体という）についても同じく著作権を有しております。
よって本タカ書体製品は一般印刷物における非独占的使用権のみの販売となっております。
本タカ書体の商用での利用には別途契約が必要となります。本タカ書体全製品はこの使用許諾に基づきお使い下さい。

- 1) 本フォントソフトウェア（以下本タカ書体という）は1台のコンピュータのみにインストールして使用できます。それ以外のいかなる使用も一切出来ません。
- 2) 本タカ書体製品の全部または一部を再許諾、販売、譲渡、貸与、及びネットワーク上での公開は一切出来ません。また、複製は勿論禁じますが、そのほか本タカ書体を文字数に関係なく、アウトライン化等して販売する営業行為及び、第三者に提供する行為を一切禁じます。
- 3) 二次著作物に関しても、その法的権利依拠は本製品の一部著作物たる本タカ書体製品に存在します。
- 4) 本タカ書体の各フォントは主に、一般印刷物用にご使用頂くものでそれ以外での使用、及び商用での利用には別途契約（使用料）が必要となります。
本タカ書体の各フォントをTV番組（テロップ等）、TVコマーシャル、ゲームソフト、WEB、ビデオ、映画等の各種映像媒体で使用する際は、事前に別途契約（使用料）が必要となります。
同じく、本タカ書体のフォントを各種ロゴタイプとして使用する際は、別途契約（使用料）が必要です。
（但し、「タカ悠シリーズ=書体名に（悠）の付くフォント」の書体についてはロゴ使用は自由です）
いずれも、ご使用の場合は速やかに申請、ご連絡下さい。契約なきまま無断で使用することは一切出来ません。
使用許諾内容を厳守下さい。
- 5) 本タカ書体の各フォントの文字の一部、或いは全部に修正、加工、改変等を行うことを禁じます。
本タカ書体の各フォントの文字は現状のままでご使用頂くものとなっております。
本タカ書体の各フォントの文字を、例えば線端の角をマルに加工したり、逆に線端のマルを角に加工するなど、その文字数、サイズに関係なく、一切の文字の全体及び一部における加工、改変・改造等を禁じます。
但し、なお希望される場合は状況に応じ、例外として許諾する場合がありますが、この場合も別途契約（使用料）が必要となります。
- 6) 本タカ書体のうち角系フォントを線端等をマル化した、いわゆる丸系フォントを文字数に関係なく新たに生成することは出来ません。同じく本タカ書体のうち丸系フォントを線端等を直線化した、いわゆる角系フォントを文字数に関係なく新たに生成することは出来ません。又、本タカ書体の一部のエレメントを利用し、或は修正、加工、改変等を行い文字数に関係なく新たに文字を作成することも一切出来ません。
- 7) 本タカ書体製品の全部または一部に対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは、逆アセンブル、或いは解読等を行うことは著作権侵害となりますので、一切出来ません。
- 8) 本タカ書体製品は通常の使用条件のもとで、欠陥なく使用できることを保証します。万一、瑕疵があった場合は、お手数ですが本製品購入後30日以内に弊社宛に返品して下さい。弊社到着後、確認し無償で交換いたします。
- 9) 本タカ書体製品の保証は、上記のものに限られます。それ以外のいかなる保証、例えば本タカ書体製品にバグエラー、脱落等がないこと、さらに本タカ書体製品使用による直接的、間接的を問わずいかなる結果に対しても当社は、一切の補償・賠償の責任を負うものではありません。

《使用契約を必要とする主なもの》

- 放送での使用（TV番組タイトル、TVコマーシャル、放送用テロップ・フリップ）
- 各種ゲームソフト
- DVD、ビデオ（個人使用はOK）
- 各種ロゴタイプとしての使用／以下に主なものを列記（但し「タカ悠シリーズ」の製品は使用自由）
社名、団体名、店名・屋号、商品名（及びその商品に付随する表示名）、雑誌名、新聞・機関誌紙名、書籍、小説や漫画・アニメ・ゲーム・CD・DVDなどの著作物のタイトル名、企業スローガン、キャンペーン、フェア等各種催事のタイトル名、商標（登録未登録問わず、サービスやキャラクター等を言語化した名称も含む）等、ほか上記に類するもの
- 各種彫刻製品、看板、表札等でのカットティング文字類、
- 紙以外の素材、布・革類での各種プリント製品、染物製品など
- 映画タイトルなど、映画での各種使用
- 電子書籍、ほかデジタルデータの製品、映像等での使用
- WEB上での使用（個人及び自社用使用は使用自由）
- 携帯コンテンツでの使用ほか

★ 記載のないもの及び使用料含め不明な点については、お問い合わせ下さい。